

砺波市と株式会社 明治との包括連携協定書

砺波市（以下「甲」という。）と株式会社 明治（以下「乙」という。）は、砺波（となみ＝1073）と、乙の商品「明治プロビオヨーグルトR－1」各種にて使用している『1073R－1乳酸菌』の縁を起点として、相互に連携・協力することに合意し、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、相互連携と協働による活動を推進し、地域の諸課題に迅速かつ適切に対応し、砺波市の目指す将来像の実現及び地域の発展、市民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 砧波市民の健康増進活動に関すること。
- (2) 前号を推進する甲の組織の発足に関すること。
- (3) 甲乙双方がお互いを「年間体調管理パートナー」と称すること。
- (4) 本協定にかかる甲乙の情報発信・広報活動に関すること。
- (5) その他地域の発展及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組み内容は協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の中途解約を希望する場合は、中途解約予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を中途解約することができるものとする。

（協定内容の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た相手方の秘密情報について事前に相手方の書面による承諾を得ずに第三者に開示し、もしくは漏えいし、又は本協定以外の目的で使用してはならない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(反社会的勢力への対応に関する特則)

第6条 甲と乙は、反社会的勢力（暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為又は詐欺的手法を用いて経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

(1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

(2) 風説を流布し、偽計を行い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

(3) その他前各号に類似するいかなる行為

3 甲と乙は、相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らかの通知をすることなく本協定を解除することができる。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年6月3日

甲 富山県砺波市栄町7番3号
砺波市長 夏野 修

乙 東京都中央区京橋二丁目2番1号
株式会社 明治
代表取締役社長 松田 克也